

個人用傷害所得総合保険 改定のご案内

THE  **カラダの保険**
個人用傷害所得総合保険

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパンでは、個人用傷害所得総合保険（THE カラダの保険）について、以下のとおり改定を実施いたします。本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

主な改定と新設特約の内容

1 熱中症特約（傷害条項用）の範囲拡大

2022年8月1日以降
保険始期契約から
セット可能

●熱中症特約（傷害条項用）はこどもプランにかぎりセット可能でしたが、下表のとおりすべてのプランにセット可能となります。

\ 改定前 /			\ 改定後 /		
プラン		熱中症特約の セット可否	プラン		熱中症特約の セット可否
傷害・所得プラン	本人型	×	傷害・所得プラン	本人型	○
	夫婦型	×		夫婦型	○
	家族型	×		家族型	○
	家族型 (配偶者対象外)	×		家族型 (配偶者対象外)	○
まも〜るプラン(本人型)		×	まも〜るプラン(本人型)		○
こどもプラン(本人型)		○	こどもプラン(本人型)		○
役員プラン(本人型)		×	役員プラン(本人型)		○
ゴルファープラン(本人型)		×	ゴルファープラン(本人型)		○
車いすプラン(本人型)		×	車いすプラン(本人型)		○

特約の概要

「ケガの補償」では補償の対象外となっている、日射または熱射による身体の障害に対しても、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする特約です。

(注1) この特約における被保険者の範囲は、ケガの補償の被保険者の範囲と同一です。

(注2) 「所得の補償」は、被保険者が日射または熱射により身体障害を被り就業不能となった場合も、所得の損失は補償されるため、「傷害・所得プラン」で「所得の補償」のみにご加入の場合、この特約はセットできません。

(注3) この特約は交通傷害限定特約と同時にセットすることはできません。

(注4) 介護保険金特約と熱中症特約（傷害条項用）をセットする場合、熱中症特約（介護保険金特約用）が自動でセットされます。

2 住宅内生活用動産特約の新設

2022年10月1日以降
保険始期契約から
セット可能

- 特約の概要およびセット可能なプラン・お支払いする保険金は以下のとおりです。

特約の概要

被保険者の居住の用に供される保険証券記載の建物に収容されている、被保険者が所有する生活用動産（生活の用に供する家具、什器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。）に生じた損害に対して、損害保険金および費用保険金をお支払いする特約です。

（注）以下のものは保険の対象となりません。

自動車、船舶、航空機、通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、動物、植物等の生物、稿本、設計書、図案、証書、帳簿、携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、サングラス、商品・製品等、業務用の什（じゅう）器・備品等、カード、ディスク等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ、その他これらに類する物、ドローンその他の無人航空機および模型航空機など

（注）生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。

<この特約における被保険者の範囲>

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

セット可能なプラン

傷害・所得プラン、まも〜るプラン、こどもプラン、役員プラン

お支払いする保険金

保険金の種類	お支払いする保険金
損害保険金	保険期間を通じて、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 （自己負担額 1事故につき5,000円）
臨時費用保険金	損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。 1事故1敷地内につき100万円が限度となります。
残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用（実費）をお支払いします。 1事故につき損害保険金の10%相当額が限度となります。
失火見舞費用保険金	1被災世帯あたり20万円をお支払いします。 1事故につき保険証券記載の保険金額の20%相当額が限度となります。

（注1）生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、合計して5万円を損害額の限度とします。

（注2）貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は、30万円を損害額の限度とします。

お手続きについて

新たに特約をセットしたい

ご契約の**満期日まで**に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

補償内容を見直したい

なお、「安心更新サポート特約」に基づき自動継続される場合、保険契約継続証等は満期日の属する月の前月20日以降に順次送付されますが、満期日までにお申し出いただければ契約内容の変更が可能です。

★「THE カラダの保険」は個人用傷害所得総合保険のペットネームです。

★このご案内は、個人用傷害所得総合保険の改定の概要を説明したものです。詳しい特約の内容については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

（下記の連絡先、もしくは「傷害保険更新のご案内」に記載の代理店までお問い合わせください。）